

学校給食費の納付をお願いします

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達を目的の一つとしており、バランスの取れた栄養豊かな給食を提供するために、食材の購入や調理、配送などさまざまな課程を経ています。

保護者の皆さまが納めている学校給食費は、食材の購入費のみに充てており、施設の整備費や調理、配送に係わる経費は市が負担しています。

学校給食費は、原則、口座振替による支払いとなりますが、銀行口座の残高不足などにより、口座振替ができなかった場合は、児童・生徒を通して納入通知書をお渡しします。

納入通知書の裏面に記載している各金融機関のほか、各小・中学校、学校給食センターで学校給食費の支払いをお願いします。

また、経済的に学校給食費

の支払いが困難な方は、家族の収入状況に応じて援助を受けられる場合がありますので、学校教育課（☎443・1446）にご相談ください。

学校給食費の未納がある方には、催告書や督促状の送付を行うとともに、各小・中学校と学校給食センターが連携し、学校における保護者面談などで納付をお願いします。

特別な理由もなく、納入指導にも応じない悪質な長期滞納者には、法的措置として簡易裁判所への支払督促申立てを行い、保護者間の公平性の確保に努めています。

保護者の皆さまには学校給食の意義をご理解いただき、学校給食費の支払いに納め忘れないか再度ご確認をお願いします。

☎学校給食センター
444・1181

6月1日～7日は水道週間です

生活も

ウイルス予防も

蛇口から

厚生労働省では、水道について国民の理解と関心を深めるため、毎年6月1日から7日まで水道週間を実施します。

市でも、水道事業のより深いご理解と今後の取り組みについて市民の皆さまのご協力をいただくために「水道週間」に協賛しています。

貯水槽の管理

①貯水槽の清掃は、専門的な知識・技能を有する方が年1回以上行ってください。

②貯水槽の点検は、月1回程度行ってください。また、凍結したり、欠損を発見した時などは、速やかに補修・改善をしてください。

③水質検査を常に行い、水質に異常があると思われる場合には、施設の利用者などに水道水を飲まないよう周知するとともに、保健所などの専門機関で安全性を確認してください。

☎水道課
443・0677

貯水槽は正しく管理しましょう

団地やビル、マンションなどの水道水は、水道管から供給された水をいったん受水槽に貯め、これを屋上などにある高架水槽にポンプでくみ上げてから給水されています。

この受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽といいますが、この貯水槽を設置している管理責任者の方には、

「小規模工事等契約希望者登録制度」の登録を受付

小規模工事等契約希望者登録制度は、市内小規模事業者の受注機会を拡大するため、八街市が注する小規模な建設工事や修繕の受注・施行から見積りまで、最も低い価格を実現する見込みがあるものを受注する予定です。

登録できる方

・市内に主たる事業所（本社・本店）または住所（住民登録）を有する方

登録できない方

・成年被後見人や被保佐人、破産者で復権を得ていない方
・八街市入札参加資格者名簿に記載されている方
・経営内容が著しく不健全であると認められる方
・希望する業種を履行できない方
・必要な法令などについて、市税を滞納している方
・暴力団員、暴力団と関係する方

登録申請方法

登録申請書などに必要事項を記入し、添付書類を添えて財政課に持参または郵送してください。登録申請書などは、財政課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

登録有効期間

申請日の翌月1日～令和5年5月31日

☎財政課

☎443-1117

生活保護制度のご案内

コロナ禍で「収入が途絶えて生活に困っている」「医療費が支払えない」など、暮らしがひっ迫する世帯が増えていきます。あらゆる制度を利用して生活に困る状況のとき、憲法に規定される健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度として生活保護制度があります。

生活保護の申請は国民の権利であり、法律の定める要件を満たす限り、すべての方が受けることができます。生活が苦しいときは、社会福祉課に相談ください。

生活保護の種別
生活扶助 日常の暮らしのための費用
教育扶助 義務教育を受けるための費用
住宅扶助 家賃や間代、家屋修繕などの費用
医療扶助 通院・入院した場合の治療に必要な費用
介護扶助 介護保険サービスを受けるための費用
出産扶助 出産に必要な費用
生業扶助 仕事に就くための費用
技能を身につけるための費用
葬祭扶助 火葬・埋葬などにかかわる費用

世帯の人数や年齢により、生活保護の基準額は異なります。基準額に対し世帯の収入が少ない場合は生活保護が適用されます。

6月の移動交番情報

☎社会福祉課
443・1622

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		③	⑦	⑩	⑥	⑤
6	7	8	9	10	11	12
	①	②	⑨	⑥	⑫	⑦
13	14	15	16	17	18	19
	⑫	②	③	④	⑪	⑧
20	21	22	23	24	25	26
		⑥	⑨	③	④	⑩
27	28	29	30			
	⑧	①	⑤			

午前・午前10時～11時30分
午後・午後2時～3時30分
※諸事情により開設できない場合があります。

☎484・0110内線515

記号の見方 時日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815